

第2条の2 自動車又は原動機付自転車のうち次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車又は二輪を有する原動機付自転車の基準を適用するものとする。

- 一 三個以上の車輪を備えるもの
- 二 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
- 三 同一線上の車軸における最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離が四百六十分ミリメートル未満であるもの
- 四 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの